別紙様式第５号（第１２条関係）【契約の更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補塡金積立契約申込書（更新）

令和　　年　　月　　日

三重県燃油価格高騰緊急対策協議会会長　殿

（農業者組織）

住　　　　　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名　　　　　印

三重県燃油価格高騰緊急対策協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和元年５月１５日付け三重県燃油価格高騰緊急対策協議会作成）第１２条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

* 契約管理番号　　　　　　　　　　　　※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期：　　年　　月　　日

【積立契約における留意事項】

・・積立契約の期間は、平成　年　月　日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年２月１日、平成25事業年度からの契約の場合は平成25年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成26事業年度からの契約の場合は平成26年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成27事業年度からの契約の場合は平成27年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、成28事業年度からの契約の場合は平成28年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、成29事業年度からの契約の場合は平成29年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成30事業年度からの契約の場合は平成30年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日））を開始日とし、令和2年４月30日（又は３月31日若しくは５月30日）までの期間です（期間の終期が更新されます。）。

・補塡金は、当該補填金交付日における燃油補塡積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と三重県燃油価格高騰緊急対策協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。

・本協議会から施設園芸用燃油価格差補塡金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃油価格差補塡金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。*（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）*

・積立金に利息はつきません。

・本協議会は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。

・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

別紙様式第５号（第１２条関係）【新規契約の場合】

施設園芸用燃油価格差補塡金積立契約申込書

令和　　年　　月　　日

三重県燃油価格高騰緊急対策協議会会長　殿

（農業者組織）

住　　　　　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名　　　　　印

三重県燃油価格高騰緊急対策協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和元年５月１５日付け三重県燃油価格高騰緊急対策協議会作成）第１２条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

・積立契約の期間は、令和○年５月１日（又は４月１日若しくは６月１日）を開始日とし、令和○年４月30日（又は３月31日若しくは５月30日）までの期間です。

・補塡金は、当該補填金交付日における燃油補塡積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と三重県燃油価格高騰緊急対策協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。

・本協議会から施設園芸用燃油価格差補塡金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃油価格差補塡金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。*（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）*

・積立金に利息はつきません。

・本協議会は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。

・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

（別紙様式第５号に添付）（別紙様式第７号の「別紙」による代用可能）

別紙

施設園芸用燃油価格差補塡金積立契約の参加構成員について

○○組織における、施設園芸用価格差補填金積立契約の参加構成員は以下のとおりです。

１

２　代表者

　　代表者の住所：

：

３　参加構成員数　　　名

４　参加構成員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 |  | 住　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（注）番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。